

新潟大学医学部臨床実習Ⅱにおいて、 医師養成の観点から医学生が実施する医行為の例示

厚生労働省は2018年7月31日に「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」を公表した。臨床実習において医学生に医行為を行わせるための条件として

- ① 侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること※¹
- ② 医学部教育の一環として一定の条件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監視の下に医行為を行わせること※²
- ③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生の評価を行うこと※³
- ④ 医学生である旨の明確な紹介及び患者等の同意を得て実施すること※⁴

をあげた。

次ページに①必須項目：医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始されるべき医行為と

②推奨項目：医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始されることが望ましい医行為を示す。

(注釈)

- ※1 「指導・監督の下」とは、指導医は医学生が医行為を実施していることを認識し、かつ、必要があれば、当該医行為を直ちに制止し、あるいはこれに介入できる状況であること
- ※2 少なくとも公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（CATO）が行う CBT における全国一律の合格基準に達する必要がある
- ※3 患者等の同意については以下の取り扱いとすること
 - 1) 医学生が当該患者の診療活動に参加するないし見学・介助することについて、臨床実習で医学生が行う医行為の範囲を示した上で、患者から「包括同意」を文書または口頭で得ること
 - 2) 包括同意の取り方については入院時等の説明文書や、医師、看護師等による口頭での説明等様々な方法が可能であるが、口頭で同意を得た場合には、その旨を診療録に記載すること。また「包括同意」を得た後でも、患者はこれを撤回する権利がある旨も含めて説明すること
 - 3) 別添の例示にないものについて、別添に例示されたものと同等の侵襲度・難易度のものと各大学・実習施設で考えるものを、教育上の必要性を考慮して、臨床実習で取扱う医行為の範囲に含める場合には、包括同意を取る際に、個別に説明を行う必要があること
 - 4) 意識レベルの低い患者に対する診療時や、救急診療等、事前の同意取得が困難な場合は、事後、速やかに同意を取得することが望ましいこと

分類	①必須項目 医師養成の観点から臨床実習中に <u>実施が開始されるべき医行為</u>	②推奨項目 医師養成の観点から臨床実習中に <u>実施が開始されることが望ましい医行為</u>
診察	診察記録記載（診療録作成）※ ¹ 医療面接 バイタルサインチェック 診察法（全身・各臓器） 耳鏡・鼻鏡 眼底鏡 基本的な婦人科診察 乳房診察 直腸診察 前立腺診察 高齢者の診察（ADL 評価、高齢者総合機能評価）	患者・家族への病状の説明 分娩介助 直腸鏡・肛門鏡
一般手技	皮膚消毒 外用薬の貼付・塗布 気道内吸引※ ² ネブライザー 静脈採血 末梢静脈確保※ ² 胃管挿入※ ² 尿道カテーテル挿入・抜去※ ² 注射（皮下・皮内・筋肉・静脈内） 予防接種	ギプス巻き 小児からの採血 カニユーレ交換 浣腸
外科手技	清潔操作 手指消毒（手術前の手洗い） ガウンテクニック 皮膚縫合 消毒・ガーゼ交換 抜糸 止血処置 手術助手	膿瘍切開、排膿 嚢胞・膿瘍穿刺（体表） 創傷処置 熱傷処置

分類	①必須項目 医師養成の観点から臨床実習中に <u>実施が開始されるべき医行為</u>	②推奨項目 医師養成の観点から臨床実習中に <u>実施が開始されることが望ましい医行為</u>
検査手技	尿検査 血液塗抹標本の作成と観察 微生物学的検査(Gram 染色含む) 妊娠反応検査 超音波検査（心血管） 超音波検査（腹部） 心電図検査 経皮的酸素飽和度モニタリング 病原体抗原の迅速検査 簡易血糖測定	血液型判定 交差適合試験 アレルギー検査(塗布) 発達テスト、知能テスト、心理テスト
救命※ ³	一次救命処置 気道確保 胸骨圧迫 バッグバルブマスクによる換気 A E D	電気ショック 気管挿管 固定など整形外科的保存療法
治療※ ⁴	処方薬(内服薬、注射、点滴など)のオーダー 食事指示 安静度指示 定型的な術前・術後管理の指示 酸素投与量の調整※ ⁵ 診療計画の作成	健康教育

※1 診療参加型臨床実習実施ガイドライン「学生による診療録記載と文章作成について」を参考に記載する

※2 特にシミュレータによる修得ののちに行うべき

※3 実施機会がない場合には、シミュレータによる修得も可である

※4 指導医等の確認後に実行される必要がある

※5 酸素投与を実施している患者が対象